

社会福祉法人 憲 寿 会

役員等の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 憲 寿 会
役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人憲寿会(以下「法人」という。)の開催する次号のいずれかに該当する会議等に出席する者の出席に要する費用の支給について定めたものである。

- (1) 法人の開催する理事会、評議員会及び監事監査
- (2) 法人の開催する評議員選任・解任委員会
- (3) 法人の開催する講演会、研修会等
- (4) その他、理事長が認める事項

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 理事・監事・評議員 日当12,000円
但し、監事監査を行った場合の監事の報酬は10,000円とする。
 - (2) 評議員選任・解任委員 日当10,000円
 - (3) 講習会、研修会等の講師 5,000円～50,000円
 - (4) 理事長報酬として月額700,000円を支給する。ただし、理事会出席時の理事日当については支給しないものとする。
- 2 上記の各号に掲げるものとは別に車賃を支給することができる。
- 3 前項に掲げるもののほか、遠距離のため宿泊を必要とする場合には旅費規程による鉄道賃、船陳、航空賃、車賃、日当、宿泊料、及び食卓料を支給することができる。

(実施規程)

第3条 この規程に規定するもののほか、実施の細部について必要な事項は理事長が定める。

付 則

この規則は、平成5年8月25日から施行する。

付 則

この規則は、平成10年5月22日から施行する。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年3月26日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。(第2条 改正)

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。(第1条、第2条 改正)